

第90回産業統計部会議事録

1 日 時 平成30年11月1日（木）13：00～16：00

2 場 所 総務省第2庁舎6階第特別会議室

3 出席者

【委 員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員】

小針 美和（株式会社農林中金総合研究所主任研究員）

【審議協力者】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課課長）

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：片桐課長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○河井部会長 それでは、少し時間が早いですが、皆様お集まりいただいておりますので、ただ今から第90回産業統計部会を開催いたします。お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

3回目の部会となります本日の部会では、10月18日に開催いたしました前回部会に引き続き、農業経営統計調査の変更について審議を行い、一通りの審議を終えたいと考えております。このため、本日も前回部会と同様、審議時間を1時間延長させていただきまして、急遽13時からの開催に変更させていただくことになり、皆様方には御迷惑をおかけいたしました。途中、休憩時間をとる予定ですが、16時までの3時間の長丁場になりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

なお、静岡県は、本日所用のため、御欠席ということですが。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認を

お願いしたいと思います。

本日の配布資料は、資料1としまして、前回部会の審議において整理、報告が求められた事項に対する調査実施者の回答、資料2-1として審査メモ、資料2-2として審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答をお配りしております。このほか、参考としまして、先日の統計委員会に提出しました資料としまして「産業統計部会の審議状況について」と、席上配布資料としまして「農業経営統計調査の答申案作成の方向性について」をお配りしております。

また、委員、専門委員、審議協力者の皆様には、調査票等をとじたドッチファイルを席上に御用意させていただいています。

本日の部会では、前回部会で資料配布させていただきましたが、審議に至らなかった事項がありましたので、前回部会で配布しました資料2-3、資料2-4を使用して審議をさせていただきます。

ここまでの資料につきまして、不足がございましたら、事務局までお申し出ください。

1点御連絡ですが、本日、庁舎内の避難訓練が予定されておまして、13時15分、あと15分後ぐらいに、非常ベルとともに館内放送で避難訓練開始という放送が流れますが、審議自体には影響はございませんので、引き続き審議いただければと思います。

事務局からは以上です。

○河井部会長 それでは、個別の審議に入らせていただきます。

まず、資料1に基づいて、前回の部会において整理、報告が求められた事項の審議を行います。

前回の部会では、経営統計調査票（法人経営体用）と米生産費調査票における作業内容別受委託面積の定義の明確化及び把握方法の見直し並びに、米生産費調査票における調査対象米に係る注記の2点につきまして、調査実施者における整理が必要とされたところです。これらの点に対する回答につきまして、農林水産省から追加の説明をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 農林水産省です。お手元の資料1をお開きいただきたいと思います。前回御指摘いただきましたものにつきまして、説明いたします。

この資料1の2ページからです。まず①ですけれども、農作業の受託ないしは委託面積につきまして、その作業によりましては、面積ではなくて数量で把握するものが適当であるものがあるのではないかと。また、面積で把握するにしても、実際の作業によって対象となる面積ということで明確にすべきではないかという2点の御指摘がありました。具体的には、乾燥・調製、これはもみを乾燥させて玄米にする工程ですが、一般的に数量ベースで金額などが設定されておりますので、こちらについては数量で把握すべきということ、また、育苗、田植えの前の苗を育てる工程ですけれども、これは育苗のハウスの面積ではなくて、その苗を使って実際の田植えをした面積で把握すべきということ、この2点です。

これを踏まえまして、資料1の5ページ目に当たりますが、別紙1-1で修正案をお示しすることとしたいと思います。別紙1-1で現行案、修正案とありますが、現行案のこ

の表、部分作業ということで「育苗」から「耕うん・整地」、さらに「その他」ということ
ですけれども、全て面積ベースということでしたが、修正案を御覧いただきたいと思いま
すけれども、このうち、下から2つ目の作業、「乾燥・調製」につきましては、キログラム、
数量で把握することとしたいと思います。

また、この部分作業の一番上にございます「育苗」ですけれども、ここにつきましては、
今までは何の注釈もなく、単に面積をとということになっておりましたけれども、この修正
案の青字の部分の1番目です。面積等部分作業のうち、「育苗は、引き受けた苗箱等の数量
から、田植えのほ場面積を見積もって記入してください」ということで注釈を入れまして、
育苗につきましては、田植えをした実際の面積を記入することにしたと思います。

これが指摘を頂いたものに対する直接的な回答ですけれども、このプロセスで私ども持
ち帰りまして、この部分について検討しましたところ、もう一点、修正した方が適当では
ないかという点がございました。2ページに戻っていただきますけれども、回答の2つめ
の параグラフです。面積で把握する事項については、「実面積」ではなく「延べ面積」とす
ることで修正したいと考えております。これは、複数の作業を同一のほ場で実施すること
があります。防除ですとか、そういったものにつきましては、何回か時期を決めて、防除
は普通複数回行います。そういったものについては、1枚の田んぼで複数回作業が繰り返
しされることとなりますので、その場合は延べ面積とするのが適切ではないかというこ
とで、また、別紙1-1を御覧いただきたいと思います。先ほどの修正案の育苗の次のパラ
グラフ、「耕うん、整地、防除などで同一のほ場を複数回にわたって作業した場合は、延べ
面積を記入してください」ということで、こちらについては延べ面積で記入いただくとい
う注記を入れたところでした。田植えなどは、一度行ってしまえば、もうその作業は終わり
ですので、あえて延べということを使わずに、田植えの面積そのもので構わないと思いま
すし、刈取・脱穀も1回で終わるものですので、ここについては、延べ面積も実面積も基
本的に一緒な訳ですけれども、防除ですとか、そういった部分については、複数回、同一
のほ場で作業することがありますので、ここについては、延べ面積ということ注釈を入
れさせていただくことにしたいと思います。

続けてよろしいですか。3ページに戻っていただきたいと思います。2点目の御指摘に
つきまして、特に食用米について、ここは備蓄用米を含むということを明確にすべきとい
う御指摘です。確かに、食用米といった場合に、どういうものが該当するのかというこ
とを明示的に列挙することが、記入される方も迷いもないだろうと思います。したがいまし
て、3ページにありますとおり、現行、主食用米ということで、何の注釈も付けておりま
せんが、修正案といたしまして、「主食用米（政府備蓄米、新規需要米のうちの酒造用米、
輸出用米を含む。）」という形で範囲を明確にさせていただきたいと思います。このよう
な定義の部分につきましては、何か所も出てまいりますので、それに合わせまして、その都
度、この注釈を入れた形で調査票を修正させていただきたいと思います。具体的には、別
紙2-2に一例を付けさせていただいています。この主食用米が出てくる箇所は1か所
はありませんので、ページもまたがって登場してまいりますから、その都度、修正案のよ
うに、具体的な記述を入れて修正させていただきたいと思います。ここまでが前回御指摘

いただいて、具体的に修正した事項です。

4 ページを御覧いただけますでしょうか。1 回目の御審議、2 回目の御審議で調査票等について御議論いただきまして、その御指摘を踏まえて修正したものです。非常に数が多いため、別紙 4 という形で、これまでの御審議も踏まえて、どのような調査票の修正を行ったかというものを整理しています。御覧いただきたいと思えますけれども、右に「部会で審議済み」、これは 1 回目、2 回目でこちらの方から修正ということでお示しさせていただいたもの、また、本日、資料 1 でただ今御説明した形で修正させていただきたいというものにつきましては、一番右の「第 3 回部会で回答」のところに丸が付いているものです。この丸が付いているものにつきましては、この産業統計部会で御議論いただいたものを踏まえて修正したものですけれども、いずれにも丸が付いていない部分にも、修正事項が発生いたしております。これは私どもの確認ミスによるものです。全てを説明する訳にはいきませんので、幾つか例示させていただきますが、この別紙 4 の 1 ページの一番上です。例えばですけれども、修正前の調査票は「転記してください」ということになっておりますけれども、必ずしも転記するだけではなくて、記入していただくということもある訳ですので、「転記又は記入」という形で正確性を期すというようなこと、また、このページで下から 4 行目ですけれども、「技術取得」。これは用語としては「技術習得」が適切ではないかという法令上の指摘も受けまして、このような整理をさせていただいたところです。また、パーセントを計算することになっている計算式の中に、掛ける 100 を入れ忘れていたとか、極めて技術的な確認ミスによる修正でして、調査票の中身そのものをいじるものではありませんが、この際、ここも併せて修正させていただきたいということで、よろしくお願ひしたいと思っております。

簡単ですが、以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は御発言をお願いいたします。

まず、別紙 1-1 にあるように、面積で把握するものと数量で把握するものに分けて行ったというのが、別紙 1-1 と 1-2、あと、別紙 1-3 もそうですか。あとは延べ面積とすることが別紙 2-1 と 2-2。あとは、ここに例で出ているのは、お米についてですけれども、お米以外の麦とそばと大豆、なたね、組織法人経営体の小麦及び大豆についても同様に修正を行う。こちらは例が出されていないけれども、同じようなことをするという事です。いかがですか、御質問いただいた小針専門委員。

○小針専門委員 御修正ありがとうございます。基本的には、この形でまずは進めていけば良いのではないかと考えています。

細かい確認で恐縮ですが、1 つは、食用米の定義の確認です。ここの酒造用米は「新規需要米のうち」を付けなくてはいけないのか、それが必要でないのかというのは、恐らく生産調整上は酒造用米を生産調整に扱えるというのは、新たに作った分という形にはなっていると思うのですが、元々、酒造用米自体は主食用米でカウントしているはずなので、この「新規需要米のうち」というのが今入っているのが必要なのかどうなのか。必要なければ、新規需要米のうち酒造用米というのを入れなければ良い話なので、それが入る方が

適切なのか、そうではないのかを御確認いただいた方が、誤解がないというのが1つです。

あともう1つ、面積での把握か数量での把握かというところですが、今回、まずはこれで試してみて、どのような形で聞くのが適切なのかを検証していただくのが良いと思います。というのは、育苗に関しては、作業受託なのか、苗の販売をしているのかが、混同してしまっていて、面積把握のしかたが難しかったり、代かきであったりすると、1つの工程として2回かくという地域もあったりするので、何をもって延べ面積とするのか、おそらくそれぞれの地域で考え方が異なってくると思うので、調査を行いながら、その辺りを調整していただけると、実際に取りたいデータに近づくかと思いますので、そのような形で進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○河井部会長 はい、いかがでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 ありがとうございます。まず1点目ですけれども、この記載につきましては、生産部局とも協議しています。恐らく間違いないと思いますが、再度確認させていただきたいと思います。

また、面積の把握です。延べ面積といった場合のカウントの仕方、これは記入例などで再度慎重に対応させていただきたいと思えますし、また、一回実施したときに、記入者からこういう場合はどうするのだというような御質問が多分あるのだらうと思えます。記入いただく報告者とのやりとりは、そういう例があった場合については、それを全国で共有できるような形で対応したいと考えています。

○河井部会長 今の御回答でよろしいでしょうか。

○小針専門委員 大丈夫です。

○河井部会長 それでは、生産部局に御確認いただけるということと、記入例などを明示して、それを徹底させるというような回答でした。

他にいかがでしょうか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） すみません。先ほどの新規需要米なのですけれども、平成26年4月1日付けの生産局長通知が出ていますので、それを踏襲したということで御了解いただければということです。

○河井部会長 はい。それでは、こういう形で記載することが生産局でも確認できたというか、そのようになっているということです。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） 通達が出ているということです。

○河井部会長 分かりました。そういうことだそうです。

○小針専門委員 はい、承知いたしました。

○河井部会長 それでは、他に何か。はい、どうぞ。

○西郷委員 延べ面積についてですけれども、御提案のとおりで構わないというか、適切だと思えますけれども、ほかの産業統計との関連で、これは恐らくはインプットの量を測ろうということ、延べ面積にすべきだというのは、同じほ場を2回使ったとすると、それは2倍のインプットが行われるということに該当するのだから、それは延べ面積で記入してもらった方が、インプットを測るという点からは適切であろう、そういう御判断だと

思うのです。もし、それを更に厳密にしようとする、どれぐらいの時間を使ったか、例えば、労働の投入量という、本来であれば、人・時間で測るのが正しいということになるのですけれども、この場合も同じような考え方が適用できそうな気がします。ただ恐らくは、作業の区分というところまで分けると、大体、この作業にこれぐらい必要だという必要な時間は自然と決まってくるので、延べ面積さえ測れば、土地として、どれぐらいのインプットが行われたかが分かるという、そのような整理でいいのですか。それであれば、多分、ほかの産業統計とも、きちんと整合性が図れる形になると思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 今、西郷委員がおっしゃったように、委託とかにつきましては、料金として発生しますので、それを自ら生産者なり、雇用で労働を投下したということの区分にはならないので、その時間は把握していないのですが、おおむねの単位当たりの時間は分かりますから、それと延べ面積で推計はできると思います。

○西郷委員 はい、分かりました。

○河井部会長 他にはいかがですか。大丈夫ですか。

それでは、この点につきましては、調査実施者が再整理した内容で御了承頂いたものとさせていただきます。これらについても、答申案に盛り込ませていただきたいと思います。

それでは次に、前回の部会資料の資料2-3の審査メモに沿って、残された個別の課題について審議させていただきます。まず始めに、審査メモの1ページの「(カ) 対象品目の生産のために使用した資材等を把握する調査事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 前回の部会資料、資料2-3に基づいて説明いたします。審査メモ1ページの「(カ) 対象品目の生産のために使用した資材等を把握する調査事項」についてです。審査状況は9ページからになります。今回の変更計画では、農業経営体における農畜産物の生産のために使用した資材等の状況を明らかにするため、生産する農畜産物それぞれの品目に対応した生産費調査票において、種苗の使用数量・購入金額、肥料の使用数量・購入金額、飼料の使用数量・購入金額、農業薬剤の購入金額、光熱動力の購入金額・使用数量、獣医師料及び医薬品費、賃借料及び料金、その他の使用料・金額などを把握する調査事項を再編する計画です。これらについては、効率的な調査の実施や調査結果の正確性の向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用の変化に対応するものであり、おおむね適切と考えられますが、報告者負担の抑制や調査結果の利活用促進等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、5つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から、5つの論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 私どもの回答は、資料2-4になります。2ページから10ページまで、総務省で具体的に調査票を抜粋する形でお示しいただいております。2ページは種又は苗、3ページ目は肥料。4ページ目で

すが、肥料の続きとしまして、自分のところで生産された自家肥料、さらに薬剤。5 ページ目が光熱動力費、その他。6 ページにつきましては、防除を始めとした様々な賃借料ないしは料金、いわゆる作業の委託をした場合の料金が発生する場合に、その金額を記入するということ。7 ページが家畜に与えるために他から購入した餌です。8 ページは自ら畜産農家が生産した場合の自給飼料、また、人工授精した場合の種付料。9 ページは敷料、これは家畜の敷きわらと一般に言われておりますけれども、牛舎、畜舎で家畜の下におがくずなり、稲わらを敷きまして、ふん尿と一緒に排せつするベッドみたいなものです。さらに、獣医師ないしは動物医薬品。10 ページですけれども、いわゆる草地を補助事業で造成したような場合、また、土地改良事業で実施した場合に負担金が掛かりますので、そういったものです。10 ページから 11 ページが回答になりますが、それぞれ今申し上げたような項目につきましては、現行調査で把握している事項ですし、これらにつきましては、生産費を構成する要素です。分析上、行政価格の算定の検討にも使われておりますので、不可欠な事項と考えております。また、これらにつきましては、それぞれごとの農産物、畜産物の生産に普通投入される資材です。特段、特別なものを挙げている訳ではありませんので、調査対象の農家にも記入していただければと思います。また、同じ資材を複数の農産物の生産に使用した場合につきましては、やはり作付面積の割合ですとか、頭数割という形で、その対象となっている品目の掛かる経費を推計するというのが、効率的な方法であると思っておりますので、引き続き、このような形で作付面積割ないしは飼養頭数割で推計させていただきたいと考えております。

11 ページです。資材・薬剤のところ、合計の下に資材名を記入する欄をそれぞれ2つ用意しています。基本的に、合計欄を記入していただければ結構な訳ですけれども、場合によりましては、資材の名前を書いた方が、記入しやすいということであれば、それぞれ記入していただければ、よろしいかなと思っております。それぞれ資材名のところを、具体的には、3 ページないしは4 ページに肥料、農薬について具体的な品目を記入できる欄が、それぞれの項目として2つ用意しております。不足した場合はどうするのかということですが、基本的には、商品としては、いろいろなものが出ておりますが、農家が普段使うもの、例えば、米なり特定の品目について普段使うものについては、限定されるということが一般的だろうということです。仮に不足するような場合につきましては、あらかじめ、この該当ページだけ増し刷りをしましてお渡しして追加で記入していただくということも考えているところです。これらにつきましては、基本的には、調査の必須項目ですし、必要最小限にとどめておりますので、現時点では、これで把握可能と思っておりますが、次回の見直しに向けまして、この点だけではなく、更に検討は引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。はい、お願いします。

○小針専門委員 1点だけ、中身で確認させていただきたいのですが、全体に共通するところだと思うのですが、これは、「内訳欄を記入する場合に、計の欄の記入は不要です」と

なっているのですが、内訳が全部合計と確実に一致するところと、一部だけ記入しているものが出てくると思うのです。これで計の記入は不要ですと記載してしまうと、その資材名等を補助的に入れればよいという場合、全部入れていなくて、計と内訳が合わなくなってしまうということで、計に数字が入らないと非常に困るのではないかと思います、大丈夫でしょうか。

○河井部会長 いかがでしょうか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 御指摘の懸念は確かに存在すると思いますが、今、課長が説明したように、そんなに多くの資材を使っている訳ではないというのがまず1点。あとは、調査票を回収する職員なり調査員の段階で、内訳が記入してあって計がないという場合があると思うのですが、そこは、これでもう全てですかという確認も、その辺は調査のやり方とか、あとは、これも何回か言っていますけれども、記入例の方にも、その辺りのことは丁寧に記載して、誤解のないようにしていきたいと考えています。

○河井部会長 はい。

○西郷委員 いや、調査技術としては、後から審査するときに、きちんとそれがチェックできるようにしておいた方がよいというのが、一般論としては、そういう整理になると思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 はい、分かりました。それでは、ここの文面は、また部会長なりとも確認させていただくという形でよろしいですか。

○河井部会長 それは、計を記入しないということですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうですね。そこを少し工夫したいと思います。

○河井部会長 はい、どうぞ。

○小針専門委員 すみません、恐らく、ここの購入の名前のところだけではなく、費目のところなどでも、そのようなものがあると確認しています。例えば、生産費調査の5ページになりますが、ここは、計、内訳欄を利用する場合というものの、内訳というものが何かはっきりしていないと、どれが全体で、何が内訳なのかが、この調査票全体で少し分かりにくい。西郷委員のおっしゃったとおり、ここは調査の手法としては、全体をきちんと把握しなければいけないのであれば、きちんと計は記入してもらわないといけないし、計を記入しなくて良いということであれば、きちんと内訳で合計できるということがきちんと確認できていないと、調査票の設計としては、あまりよろしくないかと思うので、それはその意見を踏まえて、御検討いただければと思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 分かりました。

○河井部会長 はい。他には何かございますか。いいですか。

それでは、今の点につきまして、もう一度御検討いただいた上で、調整をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 はい。

○河井部会長 それでは、また改めて、小針専門委員にこのような形でよろしいでしょう

かというお問合せが行くと思いますが、そのようなやりとりをした上で、最終的に決着していただければと思います。その上で、決着した案につきましては、私たちの方でそれを取りまとめて、その御提案をまた皆様にお示しするという形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。はい、それでは、そのような考え方で整理させていただきたいと思えます。

それでは、次の論点に移ります。次は、審査メモの10ページ目の「(キ) 物件税及び公課諸負担等を把握する調査事項」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは資料2-3の10ページ、「(キ) 物件税及び公課諸負担等を把握する調査事項」についてです。審査状況は12ページになります。

今回の変更計画では、農業経営体における農畜産物の生産に関する租税公課等の負担金の実態を明らかにするため、生産する農畜産物の品目に対応した生産費調査票において、固定資産税等の物件税、農業組合費等の公課諸負担、土地改良区費及び水利費等、消費税、借入金及び支払利子、出荷に要した経費を把握する調査事項を再編する計画です。これらについては、効率的な調査の実施や調査結果の正確性の向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用の変化に対応するものであり、おおむね適切と考えられますが、報告者負担の抑制や調査結果の利活用促進等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料2-4の12ページから15ページまでです。この項目につきましては、各種公課負担、税金の関係又は様々な負担金、土地改良事業、いわゆる基盤整備事業などを実施した場合の負担金、また、借入金などの項目です。これらにつきましては、14ページですけれども、先ほどの繰り返しになってしまいますが、まずこれらの項目は現行調査で把握しているものですし、元々、これらの費目は生産費を構成する要素として必要なものだということで、引き続き把握させていただきたいと思っております。また、これらの費目は、直接農家の方に負担がかかるもの、負担金として様々な形でお支払いをされているものですので、記入は問題ないと考えています。

簡単ですが、以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

ここにも計が出てきていますが、先ほどと同じ問題が起こりますか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい、同じです。

○河井部会長 そうですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そこは全体的に確認していきたいと思えます。

○河井部会長 これは、同じような対応をとっていただければと思います。小針専門委員が御指摘した懸念は、やはりここでも生じる可能性がありますので。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 はい。

○河井部会長 その点以外で何かありますか。もしなければ、先に進ませていただきますが、後で何かお気づきになりましたら、また御連絡頂ければと思います。

それでは、この件につきましては、適当と御了承頂いたものと思いたいと思います。ただ、先ほどの計の点につきましては、また取りまとめに当たって、その点について留意していくということを、ここで述べさせていただきます。

それでは、次の論点に移らせていただきます。次は、審査メモの14ページの「(ク)建物及び建築物の所有状況を把握する調査事項」について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 審査メモ14ページになります。「(ク)建物及び構築物の所有状況等を把握する調査事項」についてです。審査状況は15ページからになります。

今回の変更計画では、農業経営体における農畜産物の生産のために使用した建物及び構築物の所有状況等を明らかにするため、全ての生産費調査票において、建物及び構築物の取得価格、修繕費、保険料等、自動車の所有状況、農業機械の所有状況、農具の購入費等を把握する調査事項を再編する計画です。これらについては、効率的な調査の実施や調査結果の正確性の向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用の変化に対応するものであり、おおむね適当と考えられますが、報告者負担の抑制や調査結果の利活用促進の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料2-4の16ページから18ページです。回答につきましては18ページです。いわゆる資産を把握する項目ですけれども、これも繰り返しになりますが、現行調査で把握しているものです。このような資産につきましては、前年の所有状況をあらかじめ調査票に落とし込むということで、報告者の方の負担軽減を図っております。これは生産費の調査票ですが、現行の経営台帳でも行っておりますので、今回、調査票に移行した際にも、同じように所有状況をプレプリントすることで負担軽減を図りたいと思っております。回答1の3段落目、「また、」のところですが、ここでいう農機具につきましては、いわゆる購入金額が10万円未満の小さい草刈り機ですとか、そういったものをここで把握することになっております。これらの項目につきましては、農業生産、畜産物生産の際に通常使用される建物、機械等ですので、記入につきましては、難しくないと考えているところです。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いしたいのですが、また、ここにも計のところがあるのですが、今度は項目の数が、随分あるので、これなら大丈夫でしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 恐らく大丈夫だと思います。

○河井部会長 先ほどは2つぐらいしかなかったのですが、ここは随分あるので大丈夫ということですか。いかがでしょう。何かございますか。はい、どうぞ。

○岸本審議協力者 いいですか。少し素朴な疑問で教えていただければと思うのですが、農業機械の所有状況、17 ページの上の表のところですけども、種類コードの中を見ると、パソコンがあるのですが、今、ICTとか先端農業というところになると、やはりソフトウェアなども、そこそこ維持費が掛かったりもするのですが、そういったものというのは、この区分で言うと、パソコンの中に入るというイメージですか。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(企画班) よろしいですか。今ここで例記されているものは、あくまでも財務省と同期をとって、減価償却資産の耐用年数表からきています。だから、あくまでも通信機器ということで、ソフトウェアとか、そういったものの減価償却は、この中では入っていない。逆に、それに対するものについては、すみません、今、費目がどこというのがすぐには出てこないのですけれども、経費の方でソフトを購入したなど入る形になっています。

○岸本審議協力者 分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長 ソフトウェアは資産としては考えないのですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうですね、今はそういう扱いにしているということですね。

○河井部会長 ほかの企業統計との整合性を考えると、少し難しいかな。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(企画班) まさに法人協会が出されているものと一緒なのですけれども、企業会計上も、今のところは、知的財産の考えと減価償却の考えを分けて、あくまでも減価償却は税法に拠る形で整理されていると思います。

○河井部会長 なるほど。これはもしかしたら、将来的には変わるかもしれませんが、現行はこういう形でということですね。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐(企画班) 現行は、あくまでも財務省の省令に合わせた形ということですよ。

○河井部会長 分かりました。それでよろしいでしょうか。

○岸本審議協力者 はい。

○河井部会長 他に何かございますか。はい。

○川崎委員 これは念のための確認ですが、今の同じ17 ページのところの下の方の小さい表に、何かいろいろ種類コードとかありますが、左側の方は、「その他」というものはなくて大丈夫なのですか。一番下が「その他」なのですか。

○河井部会長 「その他」です。

○川崎委員 大丈夫ですか。分かりました。それでは、どれにも該当しないようなものももしかして漏れるかと心配になったのですが、大丈夫です。分かりました。はい、ありがとうございました。

○河井部会長 はい。他はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

もし何もなければ、この形で適当という形で承頂いたものとさせていただければと思います。

それでは、次の論点に移らせていただきます。次は、審査メモ17ページの「(ケ)土地の面積及び地代を把握する調査事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ17ページの「(ケ)土地の面積及び地代を把握する調査事項」についてです。

今回の変更計画では、農業経営体における農畜産物の生産のために作付け・使用した土地の面積等の実態を明らかにするため、全ての生産費調査票において、所有地の面積、借入地の面積及び地代、賃料等を把握する調査事項を再編する計画です。これらについては、効率的な調査の実施や調査結果の正確性の向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用の変化に対応するものであり、おおむね適当と考えられますが、報告者負担の抑制や調査結果の利活用促進等の観点から、必要かつ適切なものとなっているのかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料2-4の19ページ、20ページです。今回、この項目につきましては、所有地、借入地、いわゆる農地と考えられるもの、また、建物の敷地というものを把握するものです。20ページを御覧いただきたいと思います。これらの項目は、現行調査でも把握している項目です。自作地、借入地の地代の把握に不可欠なものです。また、先ほどの建物、機械と同様、前年の面積をプレプリントした調査票をお渡しして、負担軽減を引き続き図っていきたいと考えております。これら土地面積につきましても、基本的な項目ですので、報告者にとって記入が難しいということはないものと考えています。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

基本的に、現行調査どおりで、プレプリントも行うということですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい、引き続き行います。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 1点確認なのですが、今回継続して報告者になる方のプレプリントということで負担軽減も図られる訳ですけれども、新たに選ばれる方は、資産や建物など、当初の記入負担が大きいように感じるのですが、何か支援措置を考えておられるのですか。それとも全部報告者に任せるということになるのでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 継続の報告者につきましては、今、統計審査官のおっしゃったとおり、プレプリントということで対応すれば大丈夫だろうとっております。新規に御協力いただく報告者につきましては、今ま

でも調査票をお配りするときに、記入の仕方ですとか、そういったものを御説明させていただいております。今おっしゃったこれらの項目についても、御不明な点があれば、その際、お聞きした上で、きちんと記入していただけるようにお話をさせていただきたいと思っております。

○河井部会長 はい。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 郵送して記入してくれということではなくて、きちんと訪問して御説明させていただきたいと思っております。

○河井部会長 はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

○小針専門委員 今の御指摘の点も踏まえて、調査の方法等も含め、ほ場は、数十ヘクタールになると、かなりの数になりますので、電子化ができるなら電子化するなり、地域協議会の水田台帳等で対応できるということであれば、それを活用するという方向を継続的に検討いただければと思います。恐らく、今までは調査員の方がいるので、これで記入すれば良いというのが分かると思うのですけれど、実際に調査票が送られてきて、自計で記入する場合には、ここでいう土地台帳の何の面積のどれを記入すれば良いのか、戸惑われたりなどもあると思うのです。基本的には、そこも含めて、どういう資料を基に、こういうもので記入するということがルール化されている方が、きちんと統一されたデータが把握できるかと思っておりますので、その点も御検討いただければと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 水稻であれば、共済の引受台帳ないしは経営所得安定対策の支払いのための個別の台帳が地域協議会にあります。それらにつきましては、営農計画書を6月に農家が出されるときに、ほ場ごとに作付計画を提出されますから、そういったものの部分を転記していただければ構いませんということ、記入例ですとか、職員が訪問した際に、丁寧に御説明させていただきたいと思っております。

○河井部会長 記入例というか、どこを見ればというようなアシストというか、支援することなのですが、それをそのまま活用というか、別の台帳に出ているものを、業務統計ではないですが、利用できるような、そのような方向性というのは、今後考えられますか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 そうですね。後ほど、また畜産で出てまいりますけれども、トレーサビリティのデータを活用させていただくこととしています。これは、先方と協議した上で活用させていただく訳ですが、例えば、共済の台帳ですとか再生協議会のそういったデータが使えるかどうか、ここはまた、それぞれ担当部署がありますので、可能かどうかは検討させていただきたいと思っております。今回の見直しでは、そこはできないということですが。

○河井部会長 はい、今後は検討していただけるということのようです。

○小針専門委員 はい、次回以降の検討事項ということで申し上げましたので、そのような形でお願いできればと思います。

○河井部会長 はい、是非よろしく願いいたします。他にもしなければ、次の論点に移

りたいと思いますが、いかがですか。

それでは、この件につきましては、適当という形で御了承していただいたものといたします。

それでは、次の論点に移ります。次は、審査メモ 19 ページの「(コ) 作業別の労働時間を把握する調査事項」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、資料 2－3 の審査メモ 19 ページの「(コ) 作業別労働時間を把握する調査事項」についてです。審査状況は、21 ページからになります。

今回の変更計画では、農業経営体における農畜産物の生産に係る作業種類別の労働時間の実態を明らかにするため、農産物に係る生産費調査票においては、個別経営体における家族及び雇用者の作業種類別の労働時間、組織法人経営体における構成員及び雇用者の作業種類別の労働時間、支払賃金等、また、畜産物に係る生産費調査票においては、定型作業及び定型作業以外の作業種類別の作業時間、支払賃金を把握する調査事項を再編する計画です。これらについては、効率的な調査の実施や調査結果の正確性の向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用の変化に対応するものであり、おおむね適当と考えられますが、報告者負担の抑制や調査結果の利活用促進等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、4つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から、論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料 2－4 の 21 ページから 24 ページです。ここは各農産物ないしは畜産物、例示としては牛乳生産費が挙がっておりますが、それぞれごとに作業別の労働時間を把握する項目です。

23 ページになりますが、これらにつきましても、労働時間ですから、現行調査で把握しているものです。様々な状況の変化で作業時間は変化してまいりますので、労働時間の把握は生産費調査において不可欠なものということです。また、ここでは支払賃金といったものも把握することになっておりますけれども、これは生産費の一つの要素ですので、必要な事項と考えております。これら労働時間につきましては、当然、生産すれば発生するものです。記録されている報告者においては記入していただけたらと思っておりますが、必ずしも作業別労働時間を記録されていない農家につきましては、1 回目の部会で御議論いただきました「労働時間等整理補助表」といったものを活用いただきまして、整理していただけるように支援させていただきたいと考えております。

24 ページです。労働時間の把握方法が、組織法人経営体、個別経営体で様式が異なっているのはなぜかということですが、まず、組織法人経営体の方々につきましては、現行の調査におきましても、その報告者が整理されている労務管理の記録をベースに記入いただくよう整理させていただいております。個別経営体と同じような形で男女別に整理するというのは、なかなか従業員の方の数も多いということもあろうと思っております。集計の負担が大きいだらうということで、現行どおりの把握の仕方をさせていただきたいと思っております。

おります。個別経営体につきましては、逆に農家の中でお父さん、お母さんの2人と息子さんが基本パターンではないかと思えますけれども、人数はそれほど多くないということであろうと考えますので、逆に足し合わせる労力を考えますと、現行の形で個別に書いていただく方が記入しやすいのではないかとということで、設計させていただいております。

また、米のみ、田植え、収穫期間を把握する理由ですけれども、これにつきましては、品種ごとに収穫期間、田植えの時期が変わりますので、ピークをなるべくずらすことが規模拡大の上で重要になってまいりますので、そういった点を検討する際に、作付品種別の収穫・田植えの期間を把握させていただきたいということです。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は御発言をお願いいたします。はい。

○岸本審議協力者 よろしいですか。すみません、少し教えていただきたいのですけれども、22 ページの上の表になります。米生産費調査の法人経営体用の場合という中の構成員で、年齢階層別ということなのですが、階層は元々、この階層で行われていたということでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい、そうです。

○岸本審議協力者 そうですか。正直言うと、65 歳以上の区分になっているところが、むしろ、これからの時代を考えると、若い世代の方の階層もきちんと把握すべきではなかったのかという素朴な疑問が湧いたので、少し発言させていただきました。今回は、そこまでは踏み込めないということですかね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうですね、生産費調査におきましては、この年齢階層でやらせていただいております。それと、経営統計調査の方でも同様の法人経営体の年齢階層別の労働時間を把握しておりますが、そちらの方はもっと若い年齢階層区分からきちんと把握するようにしていますので、できれば、そちらの方で見ていただければと思っています。

○岸本審議協力者 そうなると、なぜここでこういう把握の仕方でないといけないのかが、正直言うと、分からなかったということです。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 今の生産費調査では、人別に労働時間を把握して整理しますが、それを集計する段階におきましては、65 歳未満、それから 65 歳から 70 歳という階層で整理して表章しているところでした、それに合わせたと理解していただければと思います。

○川崎委員 私も実は同じところが少し気になっていたのですが、これは知見がないので教えていただきたいのですが、65 歳以上を 5 歳刻みで調べるというのは、何か利用上の目的があるのですか。これほど、ここだけ丁寧に 5 歳階級で調べている調査は、ほかに知らないものですから、何かここを細かくした理由があれば、教えていただけたらと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 農家の高齢化というようなことがよく言われていますので、このような形で、従来調べてほしいというようなこともありまして、統計としての区切りとしては、例えば、農林業センサスの年齢構

成というのは、当然もっと若いところまで切っている訳ですけども、そちらの方は、先ほど申し上げました、いわゆる経営収支のところ、若い、例えば 40 代、50 代という区切りで、そこは労働内容、従事者の状況を把握しております。生産費調査の対象に組織法人を含める際に、利用部局と年齢の刻み等を協議した際に、この区分のところを、このような形でということも多分あったのではないかと考えております。それで現行どおりの形で、この区分にしているというところ、なかなか他の産業と比べると、そのような意味では、少々状況が違うところもあります。

○川崎委員 そうすると、想像してみるに、ある作業は 75 歳以上でも全然問題なくできるけど、あるところは負担が大きいから、とてもその辺は少ないとか、そのような作業ごとに負担増の違いを見るとか、そういうことなのでしょう。どのように使うのかという使い方のイメージが分からなくて、お使いになる方は使われるのでしょうか、結構負担感がある割には、使い方が分からないというのが気になりな項目ではありますが、必要だというなら、反対するつもりはないです。

○河井部会長 これは利用部局の要請で、こういう区分にしているということですか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 平成 29 年から始めた様式ですので、前回、平成 28 年度の諮問の際に部会で御議論いただいたところです。その際、このような議論があったかどうか承知いたしておりませんが、この調査票を設計する際に、これを実際使うところから、こういう区分で調査を行ってこないかということも踏まえて、このような形になっているところです。

○小針専門委員 すみません、今の年齢区分のところに関しては、今回もこれでということなのかもしれませんが、本来、生産費として、労働力と年齢の関係をどのように見て、どのような区分にするのかというのは、検討事項にさせていただきたいと思います。

それと関連して、これは昔からの流れも引き継いでいると思うのですが、生産費調査において性別を把握する必要がどこまであるのか。今回は今までの流れも含めてこれでという判断はあると思いますが、今の様々な社会情勢として性別を意識することが良いのかどうかということも含めて、ここで必要なのかというのは、整理する必要があると思います。けれども、今実際に、農業の現場で、男の人だからこれを行っている、女の人だからこれを行っているという差も、様々な機械化等々が進む中でなくなってきておりますし、そのような意味で、この形で、男女で支払賃金を分けて把握する必要があるのか。そもそも、例えば、生産額の中で、女性がどれくらい参画しているのかということを経営統計調査の中で把握することと、生産費調査において、性別が必要なのかというのは、また別の議論かと思っておりますので、今回の調査体系の見直しに当たって、その辺りの整理もしていただいた方が、今後調査に回答を頂く農業者の方にとっても良いのではないかと思いますので、御検討よろしく申し上げます。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。こちらの方は、まさに利用する部局が、この男女別は特にもう必要がないと、農業も他の産業と同じように、男だから、女だからということで区別して労働時間等を把握する必要がないので、もう一本で構いませんという話になれば、負担軽減、効率化という観点から、今御指

摘いただいたような方向になると思います。けれども、そういう持ち出しを今回こちらからしておりませんので、次回、2020年農林業センサスを踏まえた見直しのときに、そういったものは可能かどうか、改めて利用部局に対して問題意識を投げかけた上で、検討させていただきたいと考えています。

○河井部会長 千葉県のご意見といいますか、今の男女別の利用というのはどうでしょうか。

○加地千葉県農林水産部農林水産政策課政策室主幹 千葉県です。確かに小針専門委員が言われたとおり、今現場では、実際の作業は、男性だったり女性だったりということは、若干あるとは思いますが、それが、この調査により出てきた統計資料に基づいて、千葉県として施策にどう生かしていくかということについては、近年、大分そういうところは減ってきていると思います。ただ、農林水産省の生産局なり経営局の方で、やはりどうしても必要だということであれば、残していただくのもあるのかなと感じております。

○河井部会長 はい。年齢については、いかがでしょうか、65歳以上ということですが。

○加地千葉県農林水産部農林水産政策課政策室主幹 65歳未満と65歳からの5歳刻みだと思っておりますけれども、これは組織法人経営体の調査票のようですので、ここは、もし把握するのであれば、もっと幅広い年齢層でということを感じると思います。

○河井部会長 ありがとうございます。今の御意見について、いかがでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 まさに平成29年調査結果を今取りまとめ中のございまして、まとまりましたら公表させて頂く訳です。その際、今、千葉県からもありましたし、岸本審議協力者からも意見がございました、取りまとめて公表して、それがどのような形で使われるかということも踏まえまして、次回検討させていただければと思います。まだ、この形で公表していないものですから。

○河井部会長 はい。どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 すみません、先ほどのお話の続きのような格好ですが、先ほどの小針専門委員の御指摘もごもっとも思いながら聞いていたのですが、どうも私は、この22ページのところの作業別労働時間について、調べること自体は調べられるとは思いますが、記入負担が大きいのは事実なのですね。その上で、最後、どう使うのだろうというのが分からない。というのは、1農業経営体当たりの、例えば、育苗とかなんとか一個一個の作業について、平均の作業時間を出していくという格好になるのですね、統計は。そうすると、面積も違う、作物もいろいろな状況が違う中で、これの平均値のデータをどのように利用するのだろうというのが、本当に私は分からない。作物は当然、米なら米に絞って行っているのだけれども、こういう数字を、誰がどう使うのかというのが、政策部局が使うのだと言われるのですが、私はやはりすごく使いにくいような気がするのです。その意味で、調べていただくのは良いのですが、やはり一回、本当にこれは使いやすい数字になっているのか、政策部局は把握するよう頼んだけれども、きちんと結果を使っているのかというのは、この次に見直すときによく確認していただいた方が良いのではないかなと思うのです。何か1経営体当たりの平均で見ても、この数字あるいはこの前のページの数字をどう使えば良いのか、私は正直ひらめかないのです。一個一個のほ場単位ぐらいで見た

ら、あるいは一個の作物で見ていったら分かるのですが、農家の規模も違いますし、そのような中で本当にうまく使えるのかというのが心配な気がする。これは単に私のイメージーションが足りないだけかもしれませんが、単なる疑問かもしれませんが、政策部局の方でも、どう使っているのかを一度よくお聞き頂いた方が、記入負担をかける以上は、大事なことではないかなと思います。今回はこれからということですから良いのですが、調査後のフォローを是非よろしくお願ひしたいということです。

○河井部会長 はい、いかがでしょう。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 川崎委員のおっしゃっている御趣旨はよく理解するのですが、今、生産費調査は、農家1戸当たりとかそのようなものではなくて、例えば、米なら米の作付面積の10アール当たりという単位で出しています。把握するのは、当該農家の米を作付けした面積に対する投入量なり、時間なのなのですが、それを今度は作付面積で10アール当たりに。

○川崎委員 一回直すわけですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 直して、それで統一的な形を出しています。ただ、そうはいつても、この作業区分は結構ありますので、その把握については、確かに大変だというのは、私どもも理解しています。そこら辺について、もう少し括れるものがないかとか、そういったところは今後に向けて、また検討してまいりたいと思います。

○河井部会長 いかがでしょう、他に何かありますか。はい、どうぞ。

○西郷委員 すいません、純粋に調査票のレイアウトの問題だけなのですが、こちらの個別経営体用に関しても、組織法人経営体用に関しても、左右に同じ項目が記載してあります。作業種類というのが左側にも、右側にも記載してあります。これぐらいの幅で両方記載しておくことがどれぐらい効果的なのだろうという感じもするのですが、これをするぐらいなら、先ほど御意見が出ていた年齢区分をもう1区分細かくするとかした方が、よほど良いのではないかという気もします。すみません、前回の諮問審議のときには全然気が付きませんでした。次回の検討項目ということで結構ですので、御検討ください。

○河井部会長 いいですか。それでは、確かに、ここが減ると一区分ぐらい増やせそうな感じがするので、ごもっともだと思います。是非、次回以降、御検討いただければと思います。

他にもしあれば、いかがでしょう。

それでは、次回への宿題という形のものがありました。まずは年齢区分と性別の把握についてです。並びに今の調査票のレイアウトに関して、同じ項目がこれぐらいの広さで2つは要らないのではないかという御意見です。是非御検討いただいて、政策部局とも調整の上、調査項目を検討していただければと思います。

それでは、今回の調査事項については、これで御了承頂いたということで、次の論点に移らせていただきます。

次は、審査メモの23ページの「搾乳牛等の所有状況及び乳用牛の月齢別の飼育経費を把握する調査事項」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ 23 ページの「(サ) 搾乳牛等の所有状況及び乳用牛の月齢別の飼育経費を把握する調査事項」についてです。審査状況は 24 ページからになります。

今回の変更計画では、牛乳を生産する農業経営体における搾乳牛の所有状況等の実態を明らかにするため、牛乳生産費調査票において、農家団体コード、搾乳牛の取引状況等、乳用牛の月齢別の飼育経費等を把握する調査事項を新設・再編する計画です。これらについては、調査の効率的な実施や調査結果の正確性の向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用の変化に対応するものであり、おおむね適当と考えますが、報告者負担の抑制や調査結果の利活用促進等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料 2-4 の 25 ページから 28 ページになろうかと思えます。牛乳生産費の調査項目です。回答は 27 ページからです。

まず、農家団体コードにつきましては、これは牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づきまして、基本的に、全ての牛につきまして、27 ページの参考のところにありますとおり、その牛が生まれてから死ぬまで、その流れを管理する仕組みができています。牛の耳にプレートが付いておりまして、いわゆる「耳標」と言われているものです。生まれた場所、それを実際に管理していた人など、ここに記載してある項目が、それぞれの節目節目に応じて追跡できる仕組みになっています。この情報を生産費調査でも活用すると。先ほど来、様々な行政データを調査に活用できないかということでお話がありましたけれども、そういったものも踏まえまして、この牛トレーサビリティの情報を活用するために、農家のコードが必要になってまいりますので、記入いただくものです。

それを踏まえまして、26 ページの調査票のところに、牛のそれぞれの 10 桁の耳標番号を記入した上で、トレーサビリティの情報では、買った金額、売った金額は分かりませんので、そこは記入していただきます。一頭一頭識別可能な状態でお渡しして、売った金額、買った金額、引き続き飼っていれば、そこは記入しなくていい訳ですが、新たに購入した、ないしは既に調査期間中に売ってしまったという場合には、その取引情報を記入してもらいます。今回、そのような形にさせていただくことで、農家の記帳の負担は、かなり大きく軽減されるのではないかと考えております。

26 ページの下の方に、少し字が小さくて恐縮ですけれども、乳用牛の月齢別の飼育経費ということで記入していただくことになっていますが、牛乳の生産費は、搾乳牛 1 頭当たりということで、集計することがあります。実際に牛乳を絞っている牛 1 頭当たりでのコストということです。したがって、搾乳牛になるまで、初回分娩までにつきましては、搾乳牛分のコストを把握するために、例えば、餌のコストから除外しているという作業が

あります。そのときに、若い牛と大人の牛で餌の量は違いますので、搾乳牛、いわゆるミルクを絞っている牛1頭当たりに比べて、ここで記載してあります月齢ごとに一定の割合を出して頂いて、後々、飼料費から搾乳牛に至るまでの分を控除する計算をするために必要なものです。これは基本的に、農家にとってみれば、自らの経営には全く関係のない項目です。したがって、26ページにあります「14 乳用牛の月齢別の飼育経費」のところに、説明書きで、「なお、記入の仕方がわからない場合は、担当者にご相談ください」というのは、普段行っていないことをお願いするというので、そのような注意書きを入れまして、分からない場合には、丁寧に御説明させていただくということで対応したいと考えております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

○川崎委員 すみません。これは別に困るとか問題だとかいうことではなくて、単に知らないのを教えてほしいのですが、どのような集計をするのかということが、私にはよく分からないのです。要するに、牛の取引金額の統計として捉えられるということなのでしょうか。それとも、例えば、購入金額から、ずっとその農家が持っている牛のストックの価値を出して、それで何か分析していくという感じなのでしょうか。どういう集計表を出されるのかというのがすごくイメージが分からないので、詳しいデータが分かって良いのだろうとは思いますが、その辺りを少し教えていただけたらと思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） お答えします。この搾乳牛の飼養状況について、この項目がなぜ必要なのかというところにつきましても、搾乳牛償却額、要は、乳牛の償却額を計算するために把握している項目です。この表、26ページを見ていただきますと、取引金額というところが右の方にあります。搾乳牛を買ってきたら、この金額を搾乳牛の場合、4年の耐用年数がありますので、4年の均等償却をしていくということです。少し負担にはなるのですが、1頭ずつ、その購入金額を把握させていただいて、それを減価償却ということで牛乳生産費の方に計上することになっています。結果として、この取引金額自体を集計して公表するとかではなくて、減価償却費を計算するために必要な項目ということで御理解いただければと思います。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございます。そのような使い方なのですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） はい。

○河井部会長 ありがとうございます。他に何かございますか。

○小針専門委員 頭数が多い経営体に関してということになると、かなりのスペースが必要なのではないかとということと、場合によっては、それに合わせて数字を計算する方が良いケースと、それぞれの個別の牛のデータを持っていて計算できるというケースも農家の場合はあると思いますので、これを調査票に入れるべきなのか、補助的なところという組み合わせでできるのかというのは、今後の1つの検討事項にさせていただければ良いのではないかと思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） 御意見ありがとうございます。確かに、小針専門委員のおっしゃるように、農家から聞き取れば済むような項目もあるかと思えます。例えば、搾乳牛償却額ということで、私今申し上げましたけれども、償却額についても、農家によっては自分できちんとデータを管理して整理されているという部分もあります。ただ、農家によって、例えば、償却の方法についても、定率ですとか、定額ですとか、もっと言えば、特別償却とかしている農家もいらっしゃると思います。ただ、生産費については、全国統一的な方法で把握したいと考えておりますので、統一的なルールに則って整理するためには、このように1頭ずつ把握しなければいけないと思っています。けれども、平成34年、次の調査に向けては、やはり経営体の皆様は、これが大分負担になっていることですので、お手持ちの資料で代用できるもの、もっと言えば、行政記録情報などを活用しながら、簡素化できる部分についても、今後積極的に何が使えるのか、使うに当たって、何が課題となるのかということをしかりと検討させてもらって、効率化につなげていきたいと思っております。

○小針専門委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○河井部会長 私からも質問していいですか。牛トレーサビリティでは、取引金額は把握できないというお話でしたよね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） はい。

○河井部会長 ということは、これがないと、やはり償却額は計算できない訳ですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） そうですね。我々としては、これがないと計算できないのですけれども、やはり農家は税務申告などを行っていますので、その中で当然、減価償却も計算している。ただ、先ほども申し上げたとおり、そのルールが人それぞれ違うという部分がありますので、そこをどうするかというのが課題となると思います。そこも含めて、また次回に向けて検討していくべきであると思っています。

○河井部会長 ニーズとしてはあるけれども、コスト・ベネフィットというか、記入者の負担も考慮しながら、次年度以降は調査方法を検討するということですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） その結果、その数字がどこまでぶれるのか、今までとの断層が生じないかとか、そういったこともきちんと検討・検証しながら進めていきたいと思っています。

○河井部会長 はい、ありがとうございます。

他に何か御質問ありますか。はい、どうぞ。

○岸本審議協力者 1点だけ確認ですけれども、農業法人の場合だと、千とか万とか飼養している方がいらっしゃるの、ここに必ずしも記入しなくても、データで提供を受けられれば、それはそれでオーケーということになるのですよね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） そうですね。今、この生産費調査票については、個別経営体、要は農家のみなのですが、ただ、農家の中にもやはりすごい頭数を飼われている方もいらっしゃいます、そういった

ところは、やはり農家がデータとしてお持ちでしたら、それを貸してもらって、それをこちらの方で加工なりして簡素化、負担軽減するということは検討していきたいと思っています。

○岸本審議協力者 分かりました。ありがとうございます。

○河井部会長 現在は、磁気データを頂いてという形では調査はされていないということですね。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） はい。まさに現時点でも牛トレーサビリティデータ、これは行政記録情報になりますけれども、それを活用して行っているのですけれども、全部の経営体でそれを行っているかというところ、そうではなくて、まだ3割、4割ぐらいしか、この活用事例がないというところなんです。けれども、次回の平成31年調査からは、全ての農家で基本的に行政記録情報を使うというやり方に切り替えていきたいと考えています。ですから、そのデータというのは、かなりの部分、行政記録情報の活用により把握することができて、牛トレーサビリティデータにない金額のデータだけは、今回はお聞きしたいというところなんです。

○河井部会長 なるほど。はい、どうぞ。

○小針専門委員 今の御説明を踏まえて1つ。今回、このトレサの情報を使って取引状況を把握するということが初めてのチャレンジということで、今お話があったように、ここで記入されたもので1つの統一したルールとして償却額なりを出すということなのであれば、まずその形で一度チャレンジしてみて、どういう形で活用できるのかということ、きちんと検証していただくのは良いことかなと思いました。農家側できちんと取引金額なりのデータをそろえる作業をスムーズにできるということが分かるのであれば、1つのルールという形になって、よろしいかと思えます。御説明を受けて分かりましたので、ありがとうございます。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（畜産物生産費統計班） ありがとうございます。

○河井部会長 それでは、この調査票については、合理性は認められるが、次回以降は磁気データを利用するとか、これを補助表にするとかいう可能性も含めて御検討いただければと思いますが。他に何かございますか。それでは、なければ、本件につきましては、適当として御了承頂いたものとしたと思います。

それでは、ちょうど14時半ぐらいですが、少し休憩時間を入れさせていただき、14時40分から再開させていただきたいと思えます。

（ 休 憩 ）

○河井部会長 14時40分になりましたので、審議を始めさせていただきたいと思えます。ここからは、本日の配布資料の2-1と2-2、番号的には戻りますが、先に進める形になります。資料2-1、2-2を使って審議を行いたいと思えます。

資料2-1の審査メモの1ページ目の(4)です。「報告を求める事項の基準となる期間の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、本日の配布資料2-1、

審査メモ（その4）の1ページ目の「(4) 報告を求める事項の基準となる期間の変更」についてです。

今回の変更計画では、畜産物に係る生産費調査の調査対象期間について、従来、年度単位で把握していたものを、暦年単位で把握するように変更する計画です。

これについては、報告者負担の軽減にも配慮しつつ、効率的な統計作成を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、変更に伴う利活用上の支障が生じないかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料2-2の1ページです。ここが回答部分です。

今回、畜産物生産費調査の調査対象期間を年度から暦年に変更させていただくということですが、そもそも年度で設定した経緯につきまして、回答の1で整理いたしております。畜産物生産費調査結果につきましては、毎年、年末の12月に交付金等の算定が審議会で行われまして、その際のデータとして活用するという事です。これは今も変わっておりません。したがって、この算定作業は11月辺りから、11月ないしは12月の頭にかけて行われる訳ですけれども、できるだけ新しいデータを提供いただきたいという行政部局からのニーズがございました。そういったニーズを踏まえまして、取りまとめに要する期間から逆算しまして、1月から12月ではなく、4月から3月の年度調査に設定したという経緯がございます。

今回、1月から12月の暦年調査に変更することにした訳ですけれども、これは専ら、回答の2にありますとおり、青色申告などの決算資料を活用する幅が格段にこれで広がるということで、調査の効率化につながる、ないしは協力頂いている農家の負担軽減にも大きく寄与すると考えています。実際、1月から12月で決算している形態のデータを4月から3月の年度のデータに組み替えて対応しているというようなケースもありますので、そういった二度手間が一切ない訳です。

今回、4月から3月を1月から12月に変更しますと、回答2のなお書きにありますけれども、3か月のずれが生じます。3か月後ろ倒しになる訳です。このずれが、どの程度調査結果に影響を与えるのかというものを、過去3年、現行の調査期間にしたものと1月から12月に変更した場合の集計をしたところ、それほど大きな差はないということです。畜産行政部局にそれを示しまして、特段利活用上の支障は生じないということでした。また、実際、価格算定に使う際には、3か月後ろ倒しした分については、行政部局の方では、例えば物価統計を用いて修正する等の対応がなされるのではないかと思いますけれども、特段、交付金算定にも支障が生じないということで確認をとっているところです。

ただ、調査期間が変更になりますので、報告書などの公表に当たりましては、その点はしっかりと説明していきたいと考えております。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

シミュレーションもしていただいて、問題がないことを確認されたということです。いかがでしょう、よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、適当と御了承して頂いたものといたします。

それでは、次の案件に移らせていただきます。

次は、審査メモの2ページ目の(5)です。「報告を求めるために用いる方法の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ2ページの「(5)報告を求めるために用いる方法の変更」についてです。

今回の変更計画では、従来、数か月ごとに提出を求めていた現金出納帳及び作業日誌、また、年1回、調査員が聞き取りを行っていた経営台帳を廃止し、新たに経営統計調査票及び生産費調査票を新設することに伴い、年1回、調査票を回収する方法に変更する計画です。

これについては、報告者負担の軽減にも配慮しつつ、統計調査業務の効率化等を図るものであり、おおむね適当と考えられますが、回収率や精度を確保するための方策など、3つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料2-2の2ページです。

まず1です。この調査の回収率、オンライン回収の実績は、このとおりです。回収率自体はほぼ100%に近いのですが、オンライン回収については1%に満たないという状況です。

2のところですけれども、オンライン回収につきましては、今でも対象の農家に説明させて頂いている訳ですが、基本的に、作業日誌等、毎日作業内容と時間を記入する、現金出納帳を毎日、どういうものを買った、ないしは何が売れたということを書いていただく方式ですから、根本的に、現行の調査は、オンライン調査になじまないのではないかと考えております。

今回、調査票の形に見直しまして、基本的に、数値を入力すれば済むような形にしていますので、現状よりも大幅に、そういう意味では、調査票の形になり効率化されております。このような点を説明しながら、オンライン回収の取組も現行調査体系から比べますと、相当程度取り組みやすくなっていると思っておりますので、引き続き、オンライン回収の向上に努力していきたいと考えています。

以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

○岸本審議協力者 現行のところと今回の見直しのところで、考え方が大幅に変わるとい
うことは理解した上で、これまでのところでオンラインで回答して頂けている方々に対し
ては、その分の何かインセンティブに当たるような取組というのは、なされていたのでし
ょうか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 オンライン回収というこ
とで、オンライン専用の回線を使っている訳ですけども、報告者の要望によって、例え
ば、行政資料的なものをオンラインを通じてお送りするとか、そういった対応は行ってい
ました。

○岸本審議協力者 正直、オンラインのパーセンテージが激しく低いので、本当に使って
もらうための仕掛けはどうなのかというところに、多分、十分踏み込めていないのだらう
なというのは分かりますし、そこまでする必要性がどこまであるかというのも、多分はか
りにかけたのだらうということも、私としてはよく認識しているところです。オンライン
を、これから新しいやり方でと行うというところでは、やはりオンラインならではのイン
センティブに当たるような、かつ、コストも掛からないけれども、経営体にとって有用な
情報提供等につながるようなものをサービスすることを検討して頂ければと思っていま
すし、農林水産省も今、WAGRI という取組も始まっています。そちらの方とも先々連携
を考えれば、オンラインでデータを提出すると、経営に有用な情報が更に細かく返って
くるとか、そういったサービスの展開というのも、この先検討することもできるのではない
かと思います。是非、前向きに御検討いただければと思います。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 了解しました。

○河井部会長 ありがとうございます。他にありますか。

○川崎委員 私は、今の御説明のオンライン回収というのが、そもそもこの調査は難しい
という農林水産省からの御説明は、極めてごもっともだなと思いながら聞いておりました。
他方で、何でもオンラインで提出させろという傾向が少々強過ぎるところがあって、悪く
言えば、手段と目的を取り違えているようなところがある。つまり、オンライン回答率
が高ければ、それが良いのだと言い過ぎても、それは逆に調査対象者から見れば不便なこ
ともある訳で、あまり高い数字を目指さなくても良いのではないかというのが私自身の意見
です。

言う場所を間違えると、結構批判を浴びるのですが、私はそう思っているのですが、そ
のような前提で申し上げますと、さはさりながら、やはり 0.2%とか 0.3%というのはいか
にも、見た目にも何もやっていないかのごとく見えてしまうのは、少しまずいので、もう
少し工夫して説明してはどうかと思ったのです。というのは、例えば、先ほど牛の件があ
りましたけれども、あれなんかでも実は、たくさん牛を飼っているところは、オンライン
ではないけれども、電子ファイルで提供を求めることを行おうとされている訳ですよ。
ですから、オンラインではないけれども、オフラインで可能な部分はそうやって集めてい
るのだということを目標としているということ、それから、例えば何割ぐらいでできてい
るとか、何割というよりも、それが利便性に貢献しているのだということ、もう少しう
まく説明できるように、何か補助材料を用意された方が良いのかなと思います。

私も立場上、統計調査のオンライン化というのは旗振りの発言をすべき立場だという気がするので、そのようなところとのバランスを考えると、この回収率が低いという代わりに、ただどこを行っているのですと何か言えるものを、今回は難しいかもしれませんが、今後そういう方向を目指すのですということをおっしゃっていただいた方が、良い着地点に達するのではないかと思うのです。今日、ほかの委員、専門委員からも、このところは、こういう出し方がありますよねというようなお話があったので、そういうことを踏まえて、それを前面に出して説明していただく方が良いのではないかと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 取組の旗振り役という立場から少々発言させていただきます。今回、調査手法や、調査票の体系を大きく見直すことから、オンライン回答率の向上が図られるのではないかと期待しております。一方で、岸本審議協力者が御指摘のように、インセンティブが働くような措置というのが、各調査共通の課題です。つまり、今、御指摘のありましたような、回答すれば、いろいろな経営分析結果を提供して頂ける、個別の経営分析も無料でしてもらえというようなことを、この調査の特性から見て、そういうことも可能なので、是非考えていただきたい。

それから、他省の例では、例えば、オンライン調査票の入力する欄に、記入の仕方が表示されて参照できる、例えば、先ほど面積の話がありましたけれども、そういうところに何を入力すれば良いのかというのが、簡単に例示されるようになると、入力がしやすくなる。そういうような措置を講じている府省、調査もありますので、そういったベストプラクティスをどんどん増やして行って、推進を図ってまいりたいと考えております。

○河井部会長 他に、どうでしょうか。

○小針専門委員 1点質問させていただきたいのですが、オンライン調査では、今の紙の調査票がエクセルベースのような形で報告者の手元にメールで送られてきて、それを全てエクセルに入力する、もしくは紙で報告するという形になるのか、それを両方、入れられるものは入れる部分みたいなことも。まずオンラインというものをどういう形で実施されると想定されているのか、教えて頂きたい。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 今までは現金出納帳、作業日誌、あとは経営台帳という3点セットでしたので、基本的に、日々の作業内容などを毎日毎日入力して頂くということでしたから、こういう状況なのだろうと思います。今回の見直しで、調査票に年1回記入頂ければ基本的に良いといった場合、全て、丸ごと完結したものを送り返して頂ければ、それはそれが1つの形だと思いますが、場合によっては、一部は電子一部は紙ということも想定できるのかなと思います。

ただ、現在、どこの部分を電子でもらい、どの部分は紙でというのは、少し整理をつけかねているところもあります。イチゼロではないのだろうと思いますけれども、基本的に、ここでいうオンライン回答は0.3%、0.4%ではありますけれども、全てオンラインで回答しているものを計上させて頂いているものです。部分回収でもオンライン回答とカウントして良いのであれば、そこも含めて、広目にオンライン回答を増やせるのかなと思います。

○小針専門委員 ありがとうございます。恐らく、将来的なことになってくると、だんだん紙で書くメリットと、電子化のメリットは両方あって、オンラインが全てではないと思

うのですが、基本的に、我が社で農家調査等をする場合には、紙とエクセルの調査票を両方送ってという併用方式を採っています。エクセルの調査票には、例えば、エラーチェックもかかっている形にできると、実際の集計等においても効率化を図ることができる。今のこの調査票の体系のまま、オンライン調査にするということ自体が、多分難しい部分があると思うので、逆にオンラインになじんだ形にしていくということが、この調査票の記入のしやすさにつながっていく部分にもなると思います。そこも併せて、今後の検討課題として考えていただけると良いかなと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい、そのようにしたいと思います。

○河井部会長 よろしくをお願いします。他に何かございますか。

私から1点、いいですか。これまでは年1回、調査員が聞き取りを行っていたものが、年1回、調査票を回収するという形に変更される訳なのですが、これは何か影響が出てくる可能性はないのでしょうか。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 これまで作業日誌、現金出納帳も年に数回お邪魔して、記入状況等を確認させていただきました。今回もそういう意味では、回収という意味では1回ですし、記入も途中経過ではなく、最終形態を記入していただければ構わない訳ですが、年に何回ということはなかなか申し上げられませんが、少なくとも現行と同程度には訪問し、状況を確認させていただく。特に、これは調査票ではありませんけれども、労働時間等整理補助表については、年度当初に農家と打合せをして、この項目でということを決める訳ですが、調査していくうちに、もう少しここは変えた方が記入しやすいということがあれば、作業内容とか、その段階からまた修正ということもあります。年度当初に1回訪問して、説明はしますけれども、それで終わりということではなく、従来どおり、複数回お邪魔させていただいて、フォローさせていただきたいと思っています。

○河井部会長 分かりました。安心しました。

他に何かありますか。

それでは、インセンティブ等を考えながら、今後、また更にオンライン化、オンライン化と言っても、どのような形でオンラインにするかということも含めて御検討していただくことで、今回はこれで了承ということですが、後はそういうことも考えながら、調査方法を考えていただければと思います。

それでは、次の論点に移らせていただきます。

次は、審査メモ3ページ目の「(6) 報告を求める期間の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、審査メモ3ページの「(6) 報告を求める期間の変更」についてです。

今回の変更計画では、調査票の構成の見直しに伴い、経営統計調査票の提出期限については、報告者が税務署に確定申告した月、又は総会等により決算報告が行われた月の翌月に、また、生産費調査票の提出期限については、農畜産物の各品目の調査対象期間終了月

の翌々月に変更する計画です。

これについては、各調査票の調査対象期間に対応し、報告者における十分な記入期間を確保するよう配慮したものであり、おおむね適当と考えられますが、報告者に紛れや報告漏れ等が生じないための方策など、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料2-2の3ページです。

まず、税務申告後、修正等があった場合ですけれども、基本的に、今回の調査票への転記は、調査の対象となった農家が自ら記入していただくということです。したがって、仮に、税務申告の修正を行ったということで御連絡をいただければ、その修正には対応できるかなと考えています。また法人経営体の場合は、それぞれ決算期が異なる訳ですけれども、今回、調査票の中で決算時期を記入していただくこととしておりますので、決算期が分かれば、大体、この月に出していただけるのではないかと分かります。督促という訳ではありませんけれども、決算期を踏まえて調査票の回収にお伺いするという事で、報告漏れ等がないようにしたいと思っています。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。

○小針専門委員 念のための確認です。①は「又は」が2つあって、確定申告した月の翌月ですよね。3番の①の期間の変更のところの「翌月」が付くのは、どちらも翌月ということで良いのですよね、「確定申告した月」でとまらずに。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 そうです。

○小針専門委員 一瞬、これで読んで確定申告の月に調査票の提出期限が設定されたら、間に合わないという意見があったので、念のための確認です。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 「の翌月」は2つにかかるものです。

○小針専門委員 両方にかかるということですね。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 はい。

○河井部会長 他に何かございますか。

それでは、本件につきましては、御了承いただけたということで、進めさせていただきます。

それでは、次の論点です。審査メモの4ページの「(7)集計事項の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 審査メモ4ページの「(7)集計事項の変更」についてです。

今回の変更計画では、調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項の変更を行うとともに、調査対象の属性的範囲の区分の変更に伴い、表章区分の変更を行う計画です。

これについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも資するものであることから、おおむね適当と考えられますが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるかなど、3つの論点を整理しております。

事務局からは以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 資料2-2の4ページから、関連しまして14ページまでです。

今回の見直しにおきまして、特に法人経営体につきまして、報告者として調査に御協力いただく方を拡大していますので、これまで集計が困難でありました規模階層別についても表章が可能になると考えております。これは利活用の向上につながると考えています。

表章につきましては、個人経営体、法人経営体、それぞれ従来どおり表章いたしますけれども、それを合わせました、いわゆる農業経営体ということでの表章も今回考えています。具体的には、5ページから14ページまでを見ていただければと思いますけれども、これまでの個人、法人という表章事項があります。それに横串を刺せるような形で、可能な限り、表章事項の統一化を今回図ったところです。このようなことを通じまして、左にあります農業経営体という形でまとめて表章が可能になるということです。これらについては、公表時に、きちんと今回の表章事項について記述することで、混乱のないようにしたいと考えています。

5ページ以降の細かい内容についての説明は省かせていただきますが、基本的に、右から左に見ていただいて、横串が刺せるような形で、費目、集計項目、表章項目の統一化を図ったということです。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問のある方は、御発言をお願いいたします。

○川崎委員 集計事項の変更ということで、調査事項の変更に合わせて集計表などを変更されるという、それはそれで私は結構だと思うのです。1点、私が、先ほどの話にまた戻るような格好で分からないなと思っているのは、この調査は、調査票と結果表の関係というのが、その間に結構加工されているので、非常に分かりにくいところがあるのですね。調査票のこの調査事項が結果表の中のどこで使われているのかというのを読み取るのが非常に難しいものですから、つつい調査票の方でいろいろな質問をしまっているところがあるのです。そういう前提で考えますと、例えば、私がよく分からないのは、ここに付いている表は、全てなのか一部なのかというのが1つ分からない。その辺を少し教えていただきながらということなのですが、例えば、13ページ右下のところに作業別の労働時間計というのがあります。このページに限りません。12ページにも同様のものがありますが、このところは、調査事項としては働いている人の年齢別とか、かなり内訳の細かいものがあつた訳ですが、この表の中に、その内訳が出てくるという意味なのでしょう。それとも、それは全員合算した労働時間だけが出るということなのでしょう。

要は、細かいことを聞いているけれども、結果の中では全部合算しているのですよというだけのことで、その合算をするために内訳を聞いているのか、それとも内訳を見たいということなのか。この表の資料から見ると、どうも私には、ひょっとしたら、細かいことを聞いているけど、世に出ている表は合算したものだけではないかなどと思ったりするのですね。それがいけないと言っているのではなくて、それはそれで、例えば、政策部門でもっと細かい集計表を使っているのですという説明があれば良いのですが、その辺が少しよく分からない。一体、調査票とここに出てくる結果表は、どういう関係があるのだろうかということがどうも読み取れないので、全部調査票は使われている、調査されている事項は全て結果表にも使われているのかどうかというのを、念のため確認させていただけたらという趣旨です。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） すみません、私からお答えいたします。今回お示ししたのは一部抜粋になっていまして、申請資料の方には、例えば、先ほどあった男女別とか作業別区分とか、そういったものについては、全て出すような形で入れさせていただいています。ただ、部門別に関しては、部門は作業を中心にしていきますので、そこについての公表は、今お示ししている作業を中心に合算、年齢とかそういうものは見ていません。ただ、労働力として、1件、1個と見たりするものとか、そういうものについては、従来から労働力、土地等の状況ということで出させていただいていまして、男女別とか、そういった形で公表させていただいています。

○川崎委員 なるほど。それはそれで私は、やむを得ないのかもしれないと思うのですが、要は、結構負担の掛かる項目について、結果表に出ていないとなってしまうと、少しまずいかなと思います。せいぜい政策部門がこれをごちゃごちゃ使っていますよと言ってでもくれないと、なかなか説明が難しいのかなと思います。その点は、やはり是非、今後とも引き続きよく点検していただきたい。調査した事項が世の中にこういう格好で出ていますよということを、調査票と結果表のセットで関連付けして、確認していただきたいと思います。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 本日御議論いただいた生産費調査の調査項目と、今回ここにお示ししたのは、前回、前々回で御議論いただいた営農の所得の関係の表章です。その中で、川崎委員から御指摘ありました13ページ、12ページの網かけの部分は、実はこれは野菜と果実、このようなものは今まで生産費の対象になっていなかった訳で、いわゆる作業別労働時間を把握する術がなかったということで、この営農類型別の所得統計の中で、ここは新規となります。

○川崎委員 分かりました。その趣旨は理解しています。資料2-2がたまたま皆様の手元に配られているから申し上げているだけで、私は実はこっち側の申請資料を見ながら同じことを感じたので、これは入っているのかな、入っていないのかなということが分からなかったということでお尋ねしたものです。たまたま例として、この資料2-2で申し上げたということだけです。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班） すみません、1点よろしいですか。先ほど少し私も補足で足りないところがあったのですが、生産費統計については、今回公表を変えないということで付けていないのですが、従来から男

女別も、先ほどあった部分は、年齢なども全て公表させて頂いています。

○川崎委員 そういことですか、分かりました。それを聞いて安心しました。

○小針専門委員 確認させていただきたいと思うのですが、今回のこの表章の見直しに合わせて、これまでは組織法人経営体と個別経営体で、事業収支であるとか、利益の算出の仕方というのは、組織法人経営体の方は法人、いわゆる財務諸表に合わせるという形で行っているのと、個別経営体の方はいわゆる所得の考え方でということで、表章の仕方が別であり、組織法人経営体の方にはこのように組み替えるという形の表章になっていたかと思うのです。今回の見直しで、この形に、一方にそろえるというのは、基本的には法人の方にそろえていくという理解で良いですか。

○青山農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課統計管理官 そうですね。すみません。基本的に、その考えで間違いはないです。ただ、今まで個別経営体として表章し、経営収支の概念、そこについても引き続き出せるような形で、結果表章も、そこは後ろの方に付けるという形で今考えています。

○小針専門委員 ありがとうございます。恐らく、今後、これで進めていくときに、時期の問題が出てきて、どうそろえるかなどという問題は多分出てくるので、その辺りは、また御検討いただきながら進めていただければと思います。

あと、先ほどの川崎委員の御発言に関連する部分なのですが、恐らく、この統計として表章、平均値を出すという形で使われているものと、実際に個別の部分で政策であったり、もしくは研究として使っているものとの差があると思うのです。逆に、例えば、今後のことを考えると、コスト削減のための調査研究のためにも活用するために、として、米の生産費調査で聞くのであれば、そのために必要なデータを収集できるようにする必要があります。今も大学、研究機関には個票を提供できるシステムがあるのは承知しているのですが、その辺りをきちんと分析して活用できるという方向を御検討頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 二次利用という観点かと思えます。統一的なルールがあったと思いますので、我々もそれに沿って、活用頂けるように対応したいと考えております。今でも対応していると思えますけれども。

○河井部会長 他にありますか。利用者の観点から、千葉県、いかがでしょうか。

○加地千葉県農林水産部農林水産政策課政策室主幹 この部分については、特に私の方からは意見はございません。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましても適当という形で御了承頂いたものと思いたいと思います。

それでは、次の論点です。審査メモ5ページになります。今度は、「統計委員会諮問第89号の答申における「今後の課題」への対応状況」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは始めに、審査メモ5ページの「(1) 調査対象区分の見直し」についてです。

本課題は、様々な形態の農業経営体が見られることから、今後、農業経営体の経営実態

をより正確かつ的確に把握する観点から、従来の個別経営体と組織法人経営体の2つの区分による調査対象区分の見直しについて検討するよう指摘したものです。この点につきましては、第Ⅲ期の公的統計の整備に関する基本的な計画においても課題として指摘されております。

これを踏まえまして、調査対象の属性的範囲の変更のところで御審議いただきましたとおり、農林水産省は、経営統計調査において、従来、個別経営体に区分していた一戸一法人を組織法人経営体に統合し、個人経営体と法人経営体による区分に変更する一方、法人経営体のうち、農事組合法人や会社法人以外のNPO法人などのその他の法人については、法人経営体全体の3%程度に過ぎないことから、現時点での見直しは行わないとしております。

次に、審査メモ6ページの「(2) ほ場間の距離及び団地への平均距離の調査結果を踏まえた検討」についてです。

本課題は、前回諮問の際に新たに追加した「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」を把握する調査事項について、ほ場や団地の配置には様々なケースが想定されるため、実態のよりの確かな把握の観点から、調査結果を踏まえ、必要に応じ、調査事項の見直しを行うよう指摘したものです。この点についても、第Ⅲ期基本計画において課題として指摘されています。

これを踏まえ、農林水産省は、今年度中に取りまとめる予定の平成29年産以降の調査結果と生産コストとの関係性について分析・精査した上で、調査事項の見直しの必要性について検討するとしております。現時点では調査結果が公表されておらず、検証・分析を行う段階に至っておりませんが、現在の検討状況について確認する論点を整理してしております。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から論点に対する回答をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 この点につきましては、1回目、2回目の部会で既に御議論頂いておりますので、この資料2-2には記載しておりません。失礼しました。NPOのところについては、1回目の部会で御議論いただいておりますので、ここについては、今、総務省から説明されたようなNPO法人の割合が極めて低いということで、今回特段そこをとりたてて調査することは考えていないということです。また、資料2-2の15ページですけれども、「ほ場間の距離」、これは前回の見直しの際に御指摘いただいたものでして、平成29年調査から調査票に追加しています。今その結果の取りまとめを行っている最中ですので、その結果を見させていただいて、今後、この項目について引き続き把握するのか、又は把握する内容を変更するのかも含めまして、引き続き検討させていただきたいと考えています。以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

ただ今の御説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これらの件につきましては、適当として御了承頂いたものと思いま

す。

それでは、もう1点です。審査メモ7ページ目の「3 第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ7ページの「第Ⅲ期基本計画における課題への対応状況」についてです。

第Ⅲ期基本計画では、農業経営統計調査に関して、7ページ上段にありますように、3つの課題が指摘されております。このうち（1）の課題につきましては、先ほども御説明しましたが、農業の担い手となる農業経営体の経営実態をよりの確に把握する観点から、家族経営体の小規模階層の標本サイズを縮小する一方、担い手として重要な役割を果たす家族経営体の大規模階層や法人経営体に重点を置いた標本配分へ見直しを行うとともに、家族経営体についても、企業会計と同様に把握することを検討するよう指摘したものです。

これを踏まえ、報告者の変更及び報告を求める事項の変更の審議のところでも御議論いただきましたとおり、農林水産省は、経営統計調査及び生産費調査において、大規模階層の細分化や法人経営体・組織法人経営体の標本の拡充など、標本設計の見直しを行うとともに、税務申告書類や財務諸表から転記可能な調査事項を設定することとしております。

このほか、（2）及び（3）の課題につきましては、先ほどの前回答申における今後の課題への対応状況のところと内容が重複しておりますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○河井部会長 ありがとうございます。

本件につきましては、論点が示されておられませんので、事務局のただ今の説明を踏まえて、御意見や御質問がある方は御発言をお願いいたします。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 すみません、よろしいでしょうか。

○河井部会長 どうぞ。

○片桐農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課経営・構造統計課長 論点としては挙げられておりませんでしたけれども、第2回目の部会での御議論の中で、関連する御指摘がありましたので、それに対して私ども再度整理させていただきました。資料2-2の16ページです。

該当部分は3の（1）の部分でして、「家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する」、この部分です。今回、このような前回答申において出された課題も踏まえまして、また、第Ⅲ期基本計画でも同様に整理をされたということです。したがって、今回の見直しの中で営業利益等企業会計と同様の取りまとめを行えるよう見直しをした訳です。

このような見直しの中で、先日の部会で小針専門委員から、農業以外の事業収入、いわゆる事業外収入、このようなものについて、どこまで把握するのが適当なのか検討すべきではないかという御意見がありました。私どもも、農業外の事業収入、例えば、不動産収入ですとか小売業の詳細について把握することを考えている訳ではありません。営業利益を計算するために必要な不動産、小売業、そういった事業外の収入の総額のみを把握する

ということで、不動産収入の内訳ですとか小売業の内訳のようなものは、恐らく申告する際には、その内訳を示した上で申告されているのではないかと思います。私どもの調査ではその内訳までは求めないということです。営業ないしは不動産、そういったそれぞれの総額のみを把握するというので、細部までは御報告頂かなくて結構ということにしているところでは。

このようなところも踏まえて、今後、どういう範囲で事業外収入を捉まえたらいのか、利活用面、ないしは報告者の負担軽減のようなことも見ながら、引き続き検討してまいりたいと思っております。

1点、補足させていただきました。

○河井部会長 ありがとうございます。いかがでしょう。

○小針専門委員 今回の中で農家総所得というものは把握しない。農業に着目するという中で、何を把握するのかということでありましたので、まず1つの事業体としての事業収支を、それは法人も個人もかわりなく、1つの事業体の中で行っている割合を見るところであれば、それはまず1つの考え方かなと思います。法人の方も、その形で農業の割合が書かれているのと同じ形で、全体事業を把握するというのであれば、それはそれで1つの考え方かなと思います。その上で、どういう形の把握の仕方が良いかというのは、今後検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○河井部会長 ありがとうございます。他に何かございますか。

それでは、これらの点につきましては、適当という形で御了承頂いたものとします。

それでは、農業経営統計調査の変更につきましては、以上で一通りの審議が終了いたしましたので、今後の答申案の作成に向けて、取りまとめ審議を行いたいと思っております。特に、今後の課題につきまして、皆様から事前に御意見を伺っておきたいと思っております。

手元にお配りしております整理メモは、前回までの審議結果を事務局と私とで整理したものです。本日は、メモを基に、これまでの審議結果を振り返っていただくとともに、本日の審議結果を含めて、今後、私と事務局で取りまとめを行う答申案の作成に向けて、その構成や整理の方向性につきまして、共通認識を得たいと思っております。

それでは、整理メモを御覧いただければと思います。

まず、1つ目です。「計画の変更」につきましては、前回までの部会で御審議いただいた審査メモで取り上げた変更事項の順に、変更内容の適否を記載しておりますが、特段の意見もなく、変更内容につきまして御了承頂いた事項につきましては、「適当」として、修正等の御意見をいただいたところは「おおむね適当」と記載した上で、修正内容を記載する形で整理しております。また、本日審議頂いた部分につきましては、2の前の答申における課題への対応状況を含めて、全て「P」（保留）という形で整理しております。

まず1ページ目の（1）です。「調査事項の属性的範囲の変更」につきましては、経営統計調査における調査対象区分を、従前の個別経営体及び組織法人経営体から、個人経営体及び法人経営体に変更するものです。これにつきましては「おおむね適当」とした上で、データ上の時系列比較等の観点から、公表時における丁寧な説明や、従前の個別法人経営体（一戸一法人）及び組織法人経営体の区分による結果も併せて提供することが必要であ

ることを指摘しております。

次に、「(2) 報告を求める者の変更」につきましては、経営統計調査及び生産費調査の標本設計の見直し、全ての抽出階層区分における目標精度の設定、大規模階層区分の細分化、法人経営体及び組織法人経営体の報告者数の拡充等を行うよう変更するものです。これにつきましては、調査結果の利活用等を踏まえたものであり、「適当」と整理しております。

次に(3)です。「報告を求める事項の変更」のうち、「ア 調査票の構成の見直し」につきましては、従前の現金出納帳、作業日誌及び経営台帳の計3種類の調査票を廃止して、個人経営体用、法人経営体用の2種類の経営統計調査票及び農畜産物の品目等別の16種類の生産費調査票を新設するものです。これにつきましては「おおむね適当」とした上で、労働時間等整理補助表につきましては、報告者に紛れがないよう、調査票ではないことや提出する必要がないことを当該様式上に明示することが必要であることを指摘しております。

次に、1ページの下から2ページにかけて、「イ 経営統計調査票の変更」についてです。

まず「(ア) 現況、損益計算書及び貸借対照表を把握する調査事項の新設・再編」につきましては、「おおむね適当」とした上で、個人経営体用調査票の損益計算書において、「交際費」及び「市場手数料」の項目につきましては、報告者の忌避感や紛れがないよう、当該項目のレイアウトの見直しが必要であることを指摘しております。

次の「(イ) 事業収支の概要・事業経費、及び投資と資金調達の状況等を把握する調査事項の再編」につきましては、施策ニーズ等への対応を図るものであり、「適当」と整理しております。

次の「(ウ) 生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入等を把握する調査事項の再編・充実」につきましては、「おおむね適当」とした上で、経営体用調査票の農業生産関連事業収支を把握する調査事項において、当該事業全体の収入を的確に把握する観点から、事業区分へ「その他」の区分の追加が必要であることを指摘しております。

次のページです。(エ)の「労働の概要及び給与の状況を把握する調査事項の新設・再編」については、施策ニーズ等への対応を図るものであり、「適当」と整理しております。

続きまして、「ウ 生産費調査票の変更」に移らせていただきます。

まず「(ア) 経営概況」です。「経営土地、世帯員（構成員数と農業就業者（構成農家）数等）及び認定農業者の状況を把握する調査事項の再編」については、「おおむね適当」とした上で、個別経営体用の生産費調査票において、経営耕地面積を把握する調査事項の耕地区分を、経営統計調査票における土地区分に合わせて修正することが必要であることを指摘しております。

次、「(イ) 経営概況（「直近5か年の10a当たり収量」及び「農産物の品種別作付面積」等）を把握する調査事項の新設・再編」につきましては、「おおむね適当」とした上で、米生産費調査票、個別経営体用及び組織法人経営体用のものですが、こちらの調査対象米に係る注記を、備蓄米も含まれる旨が分かるように修正することが必要であることを指摘しております。

次、「(ウ) 経営概況（「稲作主体の経営」及び「栽培型別面積」等）を把握する調査事項の新設・再編」については、「おおむね適当」とした上で、米生産費調査票（個別経営体用及び組織法人経営体用）の食用米生産における作業受・委託の状況を把握する調査事項の修正が必要であることを指摘しております。

次に、「(エ) 生産物の販売等の状況（「農産物の販売状況等」及び「対象農産物以外の販売状況等」）を把握する調査事項の再編」と、「(オ) 生産物の販売等の状況（「牛乳の月別生産量」、「子牛のうち耳標番号を登録しなかった頭数」等）を把握する調査事項の再編」につきましては、ともに施策ニーズ等への対応を図るものであり、「適当」と整理しております。

以降は本日審議をした部分のため、全て「P」の印が付いておりますが、本日の審議結果を踏まえすと、「P」が付いている最初の（カ）で、「対象品目の生産のために使用した資材等を把握する調査事項の再編」につきましては、計の欄の注記の仕方につきまして再検討の上で調整して頂いて、その結果を見て、最終的な判断をして頂くという形で取りまとめたいと思っております。

次に、（キ）です。「物件税及び公課諸負担等を把握する調査事項の再編」につきましては、これも先ほどの（カ）と同様です。注記につきまして検討していただくという形でまとめたいと思っております。

次に、裏のページです。3 ページ目の「(ク) 建物及び構築物の所有状況等を把握する調査事項の再編」につきましては、報告者の記入負担抑制にも留意しつつ、効率的な調査の実施や調査結果の正確性の向上を図るとともに、施策ニーズ等の結果利用等の変化に対応するものであり、「適当」と整理することといたします。

次の（ケ）です。「土地の面積及び地代を把握する調査事項の再編」につきましては、「おおむね適当」とした上で、きめの細かい指導や将来的な行政記録情報の活用の推進が必要であることを指摘したいと思っております。

次は（コ）です。「作業別労働時間を把握する調査事項の再編」につきましては、「おおむね適当」とした上で、年齢区分と男女別の把握のあり方につきまして、将来的には見直しが必要なのではないかということで、それを検討する必要があるということをご指摘したいと思っております。

次に、「(サ) 搾乳牛等の所有状況及び乳用牛の月齢別飼育経費を把握する調査事項の新設・再編」につきましては、「おおむね適当」とした上で、将来的には取引金額の把握のあり方について検討することが必要である。磁気データの利用等ができれば、そちらの方向性で考えていただくということで、それも今回ではなくて将来に向けての課題として指摘したいと思います。

また、資料には記載されておきませんが、申請書に添付されておりました調査票等に多数の誤字が見られることから、資料1の別紙4に記載されている事項については、承認手続の終了までに、精査したものを総務省に報告することも答申案には盛り込みたいと考えております。

次の3 ページ目の「(4) 報告を求める事項の基準となる期間の変更」につきましては、

畜産物生産費調査の調査対象期間を年度単位から暦年単位に変更するものですが、これについては、報告者の負担軽減にも考慮しつつ、効率的な統計作成を図るものであり、「適当」と整理することといたします。

次の「(5) 報告を求めるために用いる方法の変更」につきましては、調査票の構成の見直しに伴い、報告者が自ら記入の上、年1回提出する方法に変更するものですが、これについては「おおむね適当」とした上で、今後、オンライン回答の向上につながるような、インセンティブという言葉が使われましたけれども、情報提供です。利用者が利用して有意義だと感じるような情報提供のあり方とか、オンライン調査票自体の設計、どういう設計とすることが、記入者にとって最も楽なのかということ考えた調査方法を図ることが必要であるということ指摘したいと考えております。

次の「(6) 報告を求める期間の変更」につきましては、調査票の構成の見直しに伴い、調査票の提出期限を変更するものですが、各調査票の調査対象期間に対応し、報告者における十分な記入期間を確保するよう配慮したものであり、「適当」とすることといたします。

次に「(7) 集計事項の変更」につきましては、調査対象の属性的範囲の区分や調査事項の変更等を伴う集計事項及び表章区分の変更を行うものです。これにつきましては「おおむね適当」と整理した上で、調査対象の属性的範囲の変更に関連し、これまでの結果と時系列比較できるように、経営統計調査においては個別法人経営体及び組織法人経営体の集計について追加することが必要であることを指摘しております。

次に、2の「統計委員会諮問第89号の答申における「今後の課題」への対応状況及び公的統計の整備に関する基本的な計画における課題への対応状況」につきまして、(1)と(2)につきましては、課題への対応が図られていることから「適当」と整理することといたします。(3)につきましては、ほ場間の距離及び団地への平均距離の見直しについてですが、こちらは平成29年の調査結果が公表されていないため、現時点では検証・分析を行う段階には至っていないことから、引き続き検討状況を注視することとしたいと考えております。

以上のところで何か、各委員の方で御意見等ございましたら御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小針専門委員 1点、細かいことで恐縮なのですが、今日の議論にあったとおり、2ページの(ウ)の「ただし、米生産費調査票」のところ、麦とかほかのものも含まれているので、それだけではなくという形かと思えます。

○河井部会長 分かりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、2のところまで終わり、今後の課題に移らせていただきます。同じ3ページ一番下のところです。

今回の変更は、農林水産業・地域活力創造プランなどに基づく農林水産施策推進の基礎データを整備するとともに、調査の簡素・効率化及び報告者の負担軽減等を図るため、調査対象区分から集計事項に至る調査計画の抜本的な見直しを計画しているものの、一方で、2020年農林業センサスの結果を基にした母集団情報の更新や標本抽出替え前での見直し

となることや、調査の体系や調査方法等を抜本的に見直すものであり、結果精度への影響も懸念されることから、引き続き、調査計画全体の精査が求められているところです。

このため、今回の変更に伴う報告者の記入負担、記入状況を含めて、調査の実施状況や結果への影響等を検証した上で、2022年に予定されております次回の標本替えまでに更なる改善・見直しを検討・実施するとともに、変更後の調査結果の公表に当たっては、今回の変更状況等を利用者に分かりやすく提供することが必要だと思われま

す。この検証・検討に当たっては、特に以下の点に留意することが必要だと思われま

まず1つ目は、今回調査対象区分を従前のままとした生産費調査について、利活用上の支障も考慮した調査対象区分を検討すること。2つ目は、経営統計調査における法人経営体につきまして、大規模階層における調査結果の分布状況などを事後的に精度検証し、標本設計の見直しの余地を検討すること。3つ目は、調査票の構成及び調査事項について、調査結果の検証・分析結果や調査結果の利活用状況を踏まえ、より有用な調査となるよう、調査票の構成及び調査事項について見直しを検討すること。その際、特に経営統計調査票（個人経営体用）における農業以外の事業収支や経営統計調査票の法人経営体用における事業経費を把握する調査事項に留意することが必要だと考えられます。

それと、生産費調査票についてです。個別経営体用と組織法人経営体用がありますが、その調査事項について、調査票への記入状況や調査結果の利活用状況等を踏まえ、把握の範囲、食用米のみ、あるいは米全体を整理・検討すること。更には、農業経営体全体の結果表章について、母集団情報の切替えに伴う調査結果の断層が生じないように、推計方法の妥当性等について検討・検証することが必要という形でまとめたいと思っています。

他に何か追加する事項等がもしございましたら、御意見いただければと思いますが、いかがでしょう。

○小針専門委員 文言としてそこまで入れるかどうかというところの話にはなるかと思うのですが、今後検討するに当たって、広く利用者、例えば、専門家であっても調査票の記入のしやすさを見る上でということと、実際に統計表になったとき、統計の結果を見て利用している人というのはやはり違うので、それぞれの利用者、専門家の方の意見を踏まえての対応が必要と考えます。

今回、調査票に関しても、全面的に改めているということもありますので、例えば、生産費調査であれば、それぞれの作物の専門家の方に見てもらって、これでということも含めて、少し広く検討していただくということが必要なのかなと思います。そうしないと、中身として、きちんと議論しなければいけないことと、アンケートそのものの技術として、これだと答えやすい、これだと答えにくい、こういう形の方が自計で把握しやすいということも、また別の観点になってくるので、それぞれ分野から多角的に検討することが必要かと思

○河井部会長 了解いたしました。

他に何かありますか。もしなければ、こういう形で取りまとめたいと思います。

それでは、今、小針専門委員から御指摘いただいた点を踏まえて答申案を作成するという

答申案につきましては、改めて皆様にお集まりいただく御負担をかけないように、私と事務局が中心になって作成した上で、なるべく早目に皆様にお示しし、御確認いただいた上で、部会における決議とさせて頂きたいと思いますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河井部会長 ありがとうございます。最終的に御了解頂きました答申案につきましては、11月22日に開催予定の統計委員会に報告すべく準備を進めさせて頂きたいと思います。

それでは、農業経営統計調査の変更に係る審議は、以上になります。予定していた論点につきまして、全て審議を終えて、答申案の大まかな方向性まで合意を得ることができました。委員と専門委員、審議協力者の皆様を含め、審議に御参加いただいた皆様には、部会長として厚く御礼申し上げます。

それでは、部会の審議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。